

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全かつ効率的で透明性のある経営体制及び内部統制システムを整備・構築することが、経営の最重要課題の一つであると位置づけており、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる体制や仕組みを整備し、最大限の利益確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は JASDAQ 上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守した上で、以下に記載する補充原則に対応した各種情報の開示等を行っております。

(補充原則 1-2-2)

株主総会招集通知は TDnet 及び以下の当社ホームページにて公開しております。

http://www.kccnet.co.jp/company/ir/stock_meeting.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日茂株式会社	370,488	30.96
佐々木 茂則	362,773	30.31
S M B C 日興証券株式会社	43,900	3.67
佐々木 綾子	32,109	2.68
石井 靖二郎	27,900	2.33
織田 敏昭	11,400	0.95
大久保 英樹	11,200	0.94
久野 武男	9,900	0.83
協立情報通信従業員持株会	9,800	0.82
佐々木 そのみ	7,830	0.65

支配株主(親会社を除く)の有無

佐々木 茂則

親会社の有無

なし

補足説明

特にございません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

2 月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様に適切な条件による取引を基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性については当社取締役会で審議の上、取締役会決議をもって決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江口 夏郎	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江口 夏郎	○	当社は、同氏が代表取締役役に就任している株式会社ライトワークスが提供するeラーニング教材及び研修テキストを使用した教育サービス等の提供を行っておりますが、取引金額は僅少(両社の売上高に占める割合はともに1%未満)であります。	企業経営における豊富な経験と特に人材育成に関する高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から、社外取締役として当社の事業運営に対し助言していただくため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役、会計監査人は、定期的な情報共有や意見交換を通して、相互の連携強化を高めております。監査役会は四半期毎に、会計監査人から説明を求めるなど相互の意見・情報交換を通して、監査役と会計監査人との連携の強化に努めております。また、常勤監査役は、内部監査の講評会に出席し、内部監査報告を受けるとともに、監査役の立場で意見を述べております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
茂呂 眞	他の会社の出身者													
神成 敦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂呂 眞	○	当社との特別な利害関係はありません。	システム関連の幅広い経験と知識を持ち、上場会社において戦略的投資や事業開発に従事した経験から、企業経営に有用な意見・助言を期待でき、また、上場会社の社外監査役としての経験から財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、広範な視野で社外監査役としての職務を執行していただくために選任しております。
神成 敦	○	当社との特別な利害関係はありません。	金融関連事業会社や上場会社における監査役の経験を有し、監査業務に関する幅広い見識と財務・会計に関する相当程度の知見を以って、社外監査役としての職務を適切に遂行する能力を有していると考え、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

特にございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入により、会社経営、業績向上、株主還元に対する意識と責任を高めることで、結果として企業価値の向上を図っております。

また、「取締役報酬等決定基準」を定め、取締役の業績への責任を明確にすることを目的に、都度取締役会で審議のうえ、営業利益予算の達成度に応じた役員賞与を支給できるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とするため、取締役及び株式上場や事業に貢献した従業員に対し、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役付、会社業績、前年度の業務執行及び今年度の役割期待等を勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、「取締役報酬等決定基準」に基づき、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当者を定めております。また、月1回開催している定例監査役会において、常勤監査役が、月間の監査役監査調書を基に他の監査役に監査役監査の状況を報告することによって、社外監査役間で認識の共有はできております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	一名
--------------------------	----

その他の事項

現在、当社には相談役・顧問はおりませんが、役員に準ずる者として経営に参画する相談役又は顧問を設置する場合は、取締役会決議を要する旨を取締役会規程で定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〔取締役会〕

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)により構成されており、月1回の定時取締役会開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

取締役会では、定款や法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項についての審議・決定を行っております。

〔監査役会〕

監査役会は、監査役3名により構成されており、うち2名は社外監査役であります。社外監査役は、常に中立・公正な立場で取締役の職務執行状況を監査し、取締役会をはじめとする重要会議において積極的な提言を行っております。

〔経営会議〕

経営会議は、取締役、執行役員、部長、監査役等が出席して毎月1回開催し、取締役会で決定された経営方針や事業計画の伝達を行うとともに、執行役員や部門長から業務の執行状況や業績について報告を受けるなど、出席者相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図っております。

〔内部統制委員会〕

内部統制委員会は、取締役全員で構成され、社長が委員長となり3ヵ月に1回以上開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制の体制の整備を行うとともに、運用状況を評価し、その改善を図っております。

〔リスク・コンプライアンス委員会〕

当社は、コンプライアンスを推進するために総括責任者や総括部署及び各部署にコンプライアンス責任者を設置しております。

コンプライアンス総括責任者、コンプライアンス責任者、内部監査室長等が出席するリスク・コンプライアンス委員会は3ヵ月に1回以上開催し、内部統制委員会の下部組織として、コンプライアンス及びリスク管理に関わる諸問題を討議し、改善活動に繋げています。また、必要に応じて顧問弁護士等を招聘し、助言を受ける体制を構築しております。

〔会計監査人〕

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は、以下のとおりであります。

・会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 片岡 久依 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 細野 和寿 有限責任監査法人トーマツ

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士1名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会を設置するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会による「決定・監督機能」と、執行役員による「業務執行機能」を分けることにより、意思決定の迅速化・効率化を図り、業務執行機能強化と業務執行責任の明確化を進めております。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、企業価値の向上を図るため、社外取締役1名を選任しております。さらに、社外監査役は、常に中立・公正な立場で取締役の職務執行状況を監査し、取締役会をはじめとする重要会議において積極的な提言を行っており、経営監視機能の客観性、中立性は確保されていると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使環境の改善のため、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、株主総会集中日の問題は特段ないものと認識しております。
その他	招集通知発送前に、招集通知のPDFファイルを当社ホームページのIRサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の個人投資家向け説明会を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の決算説明会を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイト (http://www.kccnet.co.jp/company/ir/index.html) に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が中心となり対応しております。	
その他	年1回「株主通信」を発行しております。 また、年2回のマスコミ懇談会を行い、四半期業績等を報告するほか、当該報告資料を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理綱領」において、利害関係人の立場を尊重する旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムに基づき環境保全活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。決算説明会の実施や、決算短信ほか適時開示資料の当社ホームページでの掲載を通じ、ステークホルダーに情報発信しております。
その他	<女性の活躍促進の方針・取組に関して> 現在、当社には女性役員はおりませんが、女性社員が全社員の約40%を占めており、採用・昇進に関しての性別による区別はなく、能力や成果に応じた評価を行っております。また仕事と育児の両立ができるよう職場環境を整備しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めます。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの構築・運用に努めます。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - (2) コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理本部長をコンプライアンス総括責任者として、当社及び子会社のコンプライアンスを推進する。
 - (3) 当社及び子会社の取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」で当社及び子会社の企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行う。
 - (2) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社及び子会社の事業に関する重大なリスクを認識したとき、または、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに取締役全員で組織する「内部統制委員会」にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告する。
 - (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、「経営危機対策本部」を設置し、社長を本部長として必要な対策を講じる。
3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
 - (2) 取締役会で決定された当社及び子会社の年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月1回開催する「経営会議」で報告を受け、要因分析と改善策の検討を行う。
 - (3) 取締役会の決定に基づく「業務執行は」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続について詳細に定める。
 - (4) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な業務執行については、取締役会の事前承認を要するものとする。
4. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 「関係会社管理規程」の規定に基づき、管理本部長が関係会社管理業務を統括し、子会社が効率的に経営目標を達成できるよう管理指導する。
 - (2) 管理本部長は、子会社の取締役及び業務責任者に対し、定期的に業務執行状況、財務状況その他重要情報に関する資料の提出を求め、これを整備保管するとともに、重要事項については、事前に取締役会に上程又は報告する。
 - (3) 内部監査担当者は、子会社の業務の適正性を定期的に監査し、その結果を、代表取締役及び監査役に報告するものとする。
5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る文書並びにその他重要な記録・情報は、「内部情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規定に従い適切に保存・管理する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名する。
 - (2) 監査役が指定する補助すべき業務については、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - (3) 当該使用人の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。
 - (2) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう「公益通報者保護規程」に準じて、当該報告者を保護する。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、同規程の定めに基づき、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を取る。
 - (3) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。
 - (4) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。
 - (5) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
8. 監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について、あらかじめ年度末に来期予算を提出する。但し、緊急または臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
 - (2) 会社は、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要なものでないことを証明した場合を除き、これを拒まない。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社及び子会社は、「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- (2) 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である管理本部総務グループで反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、または関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。
- (3) 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理本部長を総括責任者、管理本部総務グループ長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社及び子会社は、「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- (2) 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である管理本部総務グループで反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、または関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。
- (3) 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理本部長を総括責任者、管理本部総務グループ長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

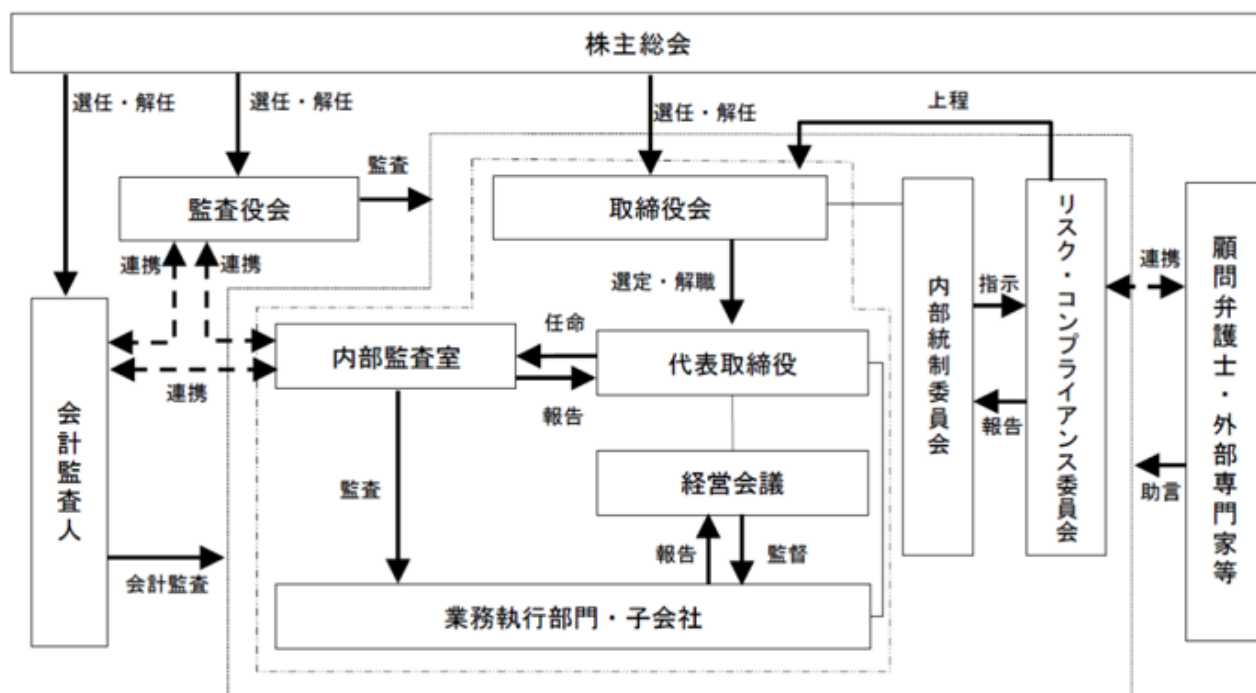
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございません。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

